

関東運輸局プレスリリース

令和7年9月29日

湘南モノレール株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請に関するパブリックコメントを実施します

令和7年9月26日付けで、湘南モノレール株式会社より鉄道事業法第16条第1項等に基づく、鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請が提出されました。

当該申請について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴くために、別添の要領にてご意見を募集します。

○鉄道の旅客の運賃及び料金の認可について

鉄道の旅客運賃及び新幹線の料金は、鉄道事業法第16条第1項に基づき、その上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならないとされています。また、認可にあたっては、同法同条第2項に基づき、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査することとされております。

○湘南モノレール株式会社の申請内容の概要について

◆改定率（原価計算期間（令和9～11年度）における増収率による。）

定期外 運賃	定期運賃			合計
	通勤	通学	計	
12.0%	18.5%	0.0%	14.9%	13.2%

○意見募集期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月14日（火）まで

○意見の提出先・提出方法

別紙1「意見募集要領」参照

<参考>

○鉄道事業法（昭和61年法律第92号）

（旅客の運賃及び料金）

第十六条 鉄道運送事業者は、旅客の運賃及び国土交通省令で定める旅客の料金（以下「旅客運賃等」という。）の上限を定め、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 国土交通大臣は、前項の認可をしようとするときは、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるかどうかを審査して、これをしなければならない。

3～9 （略）

[問い合わせ先]

関東運輸局鉄道部監理課

担当 犬伏・佐川・姫野

電話 045-211-7239

[配布先]

神奈川県政記者クラブ、横浜海事記者クラブ

湘南モノレール株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請
に関する意見募集について

令和7年9月29日
国土交通省関東運輸局

令和7年9月26日付けをもって、湘南モノレール株式会社から鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請がありました。

当該申請事案について、適正な審査を行うことを目的として、広く利用者から意見を聴き、審査の参考とするため、下記の要領でご意見を募集します。

なお、ご意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

意見募集要領

1. 意見募集対象

湘南モノレール株式会社の鉄道事業の旅客運賃の上限変更認可申請

2. 資料入手方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）(<https://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント（意見募集案件）」欄に掲載いたします。

3. 意見募集期間

令和7年9月29日（月）から令和7年10月14日（火）まで（必着）

4. 意見提出先・提出方法

意見提出様式にならい、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称及び所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、次のいずれかの方法で、日本語にてご意見を提出してください。

なお、電話によるご意見の受付は致しかねますので、ご了承ください。

- ①電子メール
- ②郵送

①電子メールの場合

電子メールアドレス：ktt-ikenboshu★ki.mlit.go.jp（「★」を「@」に置き換えてください）

国土交通省関東運輸局鉄道部 意見募集担当 あて

※ 電子メールにてご意見を提出される場合には、ファイルの添付はせず、メール本文に直接ご意見を入力してください（ファイル添付によるトラブル防止のため）。

②郵送の場合

〒231-8433 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎
国土交通省関東運輸局鉄道部 意見募集担当 あて

5. 留意事項

氏名（法人又は団体の場合は名称）については、ご意見の内容とともに公表させていただきます。可能性がございますので、ご承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

住所、電話番号及び電子メールアドレスについては、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

6. その他

提出されましたご意見は整理の上、e-Gov の「パブリックコメント（結果公表案件）」欄に回答を掲出します。

なお、ご意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめご了承ください。

7. お問い合わせ先

国土交通省関東運輸局鉄道部監理課 意見募集担当
電話番号 045-211-7239

